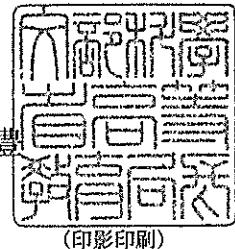


28文科高第272号  
平成28年6月2日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿  
各 都 道 府 縿 知 事

文部科学省高等教育局長  
常盤



### 私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱の一部改正について（通知）

私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（平成23年6月20日付け文科高第324号）を別紙のとおり一部改正しましたので、通知します。

都道府県私立学校主管部課におかれましては、このことについて、所轄の学校に対しても周知していただくようお願いします。

#### 【本件問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

専門官 志賀、助成第一係 笹原、藤本

TEL : 03-5253-4111 (内2545)

FAX : 03-6734-3396

E-mail : josei1@mext.go.jp

私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱

平成23年6月20日  
文科高第324号  
文部科学大臣裁定  
平成28年6月2日一部改正

（通則）

第1条 私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるものほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第2条 この補助は、法令の規定に基づくものを除くほか、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「法」という。）第2条第1項に規定する激甚災害をいう。以下同じ。）を受けた私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の施設の災害復旧に要する経費の一部を国が補助することとし、もって教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（補助の対象及び補助事業者）

第3条 激甚災害を受けた私立の学校の施設の災害復旧に伴う応急仮設校舎等の整備事業のうち、別記1「応急仮設校舎等整備事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 激甚災害を受けた私立の学校の土地及び施設のうち、別記2「借用土地等災害復旧事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該土地及び施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

3 激甚災害を受けた私立の学校の次の各号に掲げる施設のうち、「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領」に基づき調査の対象とされたものについて、当該施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- 一 幼保連携型認定こども園の使用施設
- 二 特定私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により確認された私立の学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。）の使用施設

(その他)

第4条 この事業の実施につき必要な事項等については、この要綱に定めるものほか、法等の規定に基づく補助の例による。

附則 この要綱は、平成23年度以降に交付を決定する補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 別記 1

### 応急仮設校舎等整備事業実施要領

#### 1 補助対象事業

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となつた私立の学校の幼児、児童、生徒及び学生を収容するために必要な応急仮設校舎等（以下「応急仮設校舎等」という。）の整備事業とする。

#### 2 補助対象となる施設

補助対象となる施設は、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）完了まで長期間を要する見込の場合、当該期間中の教室等の不足による授業の中止又は二部授業を避けるため必要となる応急仮設校舎で、その内容は次の各号に掲げるものとし、その規模の算出基準はそれぞれ当該各号に定めるところに基づき、別表による。

##### （1）仮教室

- ① 普通教室　被災時の実学級数から残存普通教室数（普通教室に仮に転用することができる室の数を含む。）を控除した室数と被災した室数のいずれか少ない室数に 83 平方メートルを乗じて得た面積を限度として算出する。
- ② 普通教室以外の教室　普通教室以外の教室で特に必要と認められるものについては、当該被災教室数から残存建物のうち当該教室に転用することができる室数を控除した室数に 83 平方メートルを乗じて得た面積を限度として算出する。
- ③ 大学の講義室、教員研究室及び実験実習室　残存建物のうち仮使用可能な面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を算出する。

##### （2）仮職員室等の管理関係室　残存建物のうち仮使用可能面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を算出する。

##### （3）仮便所　被災した便所の面積及び便器数を限度として残存便所までの歩行距離、男女別の便器数等を考慮した必要最小限度の面積を算出する。

##### （4）仮渡廊下　仮建物（前記(1)、(2)、(3)）相互間及び仮建物と残存建物間に設けるための必要最小限度の面積を算出する。

##### （5）仮間仕切壁　講堂、屋内運動場等を仮教室とするための仮間仕切壁の設置、又は模様替えを行うものとして算出する。

### 3 国庫補助額

国庫補助額は、応急仮設校舎等の整備事業に要する次に定める費用の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

#### (1) 本工事費

本工事費は、応急仮設校舎等の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の借上げ費、運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、營繕損料のほか諸経費を含むものとする。

#### (2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

#### (3) 設備費

設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

#### (4) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に 100 分の 1 を乗じて算定する。

別 表

応急仮設校舎調査対象面積算出表

1. 仮教室

(1) 普通教室

区分	摘要	
被災時の実学級数	ア	
残存普通教室数	イ	
残存校舎内の転用可能教室数	ウ	
被災教室数	エ	
限度教室数	オ	ア- (イ+ウ)、エのいずれか小
限度面積	カ	オ×83 m <sup>2</sup>
建設面積	キ	
対象面積	ク	カ、キのいずれか小

(2) 普通教室以外の教室

区分	摘要	
被災教室数	ケ	
残存校舎内の転用可能教室数	コ	
限度教室数	サ	ケ-コ
限度面積	シ	サ×83 m <sup>2</sup>
建設面積 (特に必要と認められるもの)	ス	
対象面積	セ	シ、スのいずれか小

(3) 大学の講義室、教員研究室及び実験実習室

区分	摘要	
被災面積	ソ	
残存校舎内の転用可能面積	タ	
限度面積	チ	ソ-タ
建設面積 (必要最小限度)	ツ	
対象面積	テ	チ、ツのいずれか小

## 2. 管理関係室

区分	摘要	
被災面積	ト	
残存校舎内の転用可能面積	ナ	
限度面積	ニ	トーナ
建設面積（必要最小限度）	ヌ	
対象面積	ネ	ニ、ヌのいずれか小

## 3. 仮便所

区分	摘要	
被災面積（便器数）	ノ	
建設面積（便器数） (必要最小限度)	ハ	
対象面積	ヒ	ノ、ハのいずれか小

## 4. その他共有面積

区分	摘要	
仮教室等の面積	フ	ク+セ+テ+ネ+ヒ
限度共有面積	ヘ	フ×0.44
建設面積	ホ	
対象面積	マ	ヘ、ホのいずれか小

## 5. 合 計

対象面積の合計	ミ	ク+セ+テ+ネ+ヒ+マ
---------	---	-------------

## 別記2

### 借用土地等災害復旧事業実施要領

#### 1 補助対象事業

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となつた私立の学校の設置者が維持管理の責任を有する借用土地及び借用施設（以下「借用土地等」という。）の災害の復旧とする。

#### 2 補助対象となる土地等

補助対象となる土地等は、激甚災害を受けた私立の学校の用に供される借用土地等であつて、維持管理が当該私立の学校の設置者の責任であることが証明できるものとする。

#### 3 国庫補助額

国庫補助額は、借用土地等の災害復旧事業に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

##### （1）本工事費

本工事費は、借用土地等の災害の復旧に要する工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、營繕損料のほか諸経費を含むものとする。

##### （2）附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

##### （3）設備費

設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

##### （4）事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に100分の1を乗じて算定する。

私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱新旧対照条文

改 正 後	改 正 前
私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱	私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱
平成23年6月20日 文科高第324号 文部科学大臣裁定 <u>平成28年6月2日一部改正</u>	平成23年6月20日 文科高第324号 文部科学大臣裁定
第1条 (略)	第1条 (略)
(補助の目的)	(補助の目的)
第2条 この補助は、法令の規定に基づくものを除くほか、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「法」という。）第2条第1項に規定する激甚災害をいう。以下同じ。）を受けた <u>私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）</u> の施設の災害復旧に要する経費の一部を国が補助することとし、もって教育の円滑な実施に資することを目的とする。	第2条 この補助は、法令の規定に基づくものを除くほか、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「法」という。）第2条第1項に規定する激甚災害をいう。以下同じ。）を受けた <u>私立学校</u> の施設の災害復旧に要する経費の一部を国が補助することとし、もって教育の円滑な実施に資することを目的とする。
(補助の対象及び補助事業者)	(補助の対象及び補助事業者)

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 激甚災害を受けた私立の学校的施設の災害復旧に伴う応急仮設校舎等の整備事業のうち、別記1「応急仮設校舎等整備事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 激甚災害を受けた私立の学校的土地及び施設のうち、別記2「借用土地等災害復旧事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該土地及び施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>3 激甚災害を受けた私立の学校的次の各号に掲げる施設のうち、「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領」に基づき調査の対象とされたものについて、当該施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園の使用施設</p> <p>二 特定私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により確認された私立の学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。）の使用施設</p>	<p>第3条 激甚災害を受けた私立学校的施設の災害復旧に伴う応急仮設校舎等の整備事業のうち、別記1「応急仮設校舎等整備事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 激甚災害を受けた私立学校的土地及び施設のうち、別記2「借用土地等災害復旧事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該土地及び施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(新設)</p>
<p>第4条（略）</p> <p>附則 この要綱は、平成23年度以降に交付を決定する補助金から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>	<p>第4条（略）</p> <p>附則 この要綱は、平成23年度以降に交付を決定する補助金から適用する。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
別記1  応急仮設校舎等整備事業実施要領	別記1  応急仮設校舎等整備事業実施要領
1 極めて災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立の学校の幼児、児童、生徒及び学生を収容するために必要な応急仮設校舎等（以下「応急仮設校舎等」という。）の整備事業とする。	1 極めて災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立学校の幼児、児童、生徒及び学生を収容するために必要な応急仮設校舎等（以下「応急仮設校舎等」という。）の整備事業とする。
2～4 (略) 別 表 (略)	2～4 (略) 別 表 (略)
別記2  借用土地等災害復旧事業実施要領	別記2  借用土地等災害復旧事業実施要領
1 極めて災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立の学校の幼児、児童、生徒及び学生を収容するために必要な応急仮設校舎等（以下「応急仮設校舎等」という。）の整備事業とする。	1 極めて災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立学校の幼児、児童、生徒及び学生を収容するために必要な応急仮設校舎等（以下「応急仮設校舎等」という。）の整備事業とする。

改 正 後	改 正 前
<p>動が困難となった私立の学校の設置者が維持管理の責任を有する借用土地及び借用施設（以下「借用土地等」という。）の災害の復旧とする。</p>	<p>動が困難となった私立学校の設置者が維持管理の責任を有する借用土地及び借用施設（以下「借用土地等」という。）の災害の復旧とする。</p>
<p>2 補助対象となる土地等</p> <p>補助対象となる土地等は、激甚災害を受けた私立の学校の用に供される借用土地等であって、維持管理が当該私立の学校の設置者の責任であることが証明できるものとする。</p>	<p>2 補助対象となる土地等</p> <p>補助対象となる土地等は、激甚災害を受けた私立の学校の用に供される借用土地等であって、維持管理が当該私立学校の設置者の責任であることが証明できるものとする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>